環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項並びに第二十一条第三項及び第四項並びに環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「放射性物質汚染対処技術統括官の」を「総合環境政策統括官の」に、「第十八条」を「第二十二条」に、「総合環境政策局（第十九条―第二十六条）」を「地球環境局（第二十三条―第二十七条）」に、「地球環境局（第二十七条―第三十条）」を「水・大気環境局（第二十八条―第三十三条）」に、「水・大気環境局（第三十一条―第三十六条）」を「自然環境局（第三十四条―第三十九条）」に、「自然環境局（第三十七条―第四十二条）」を「環境再生・資源循環局（第四十条―第四十四条）」に改め、「第六款　放射性物質汚染対処技術統括官（第四十三条）」を削り、「第四十四条―第四十六条」を「第四十五条―第四十七条」に、「第四十七条」を「第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

第四十八条の表東北地方環境事務所の項中「山形県　福島県」を「山形県」に改め、同項の次に次のように加える。

福島地方環境事務所	福島市	福島県

第四十九条を第五十条とする。

第四章中第四十七条を第四十八条とし、第三章中第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とする。

第二章第一節の節名中「放射性物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に改める。

第二条の見出し中「放射性物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に改め、同条第一項中「放射性物質汚染対処技術統括官」を「総合環境政策統括官」に、「地球環境局　水・大気環境局　自然環境局　環境再生・資源循環局」を「地球環境局　水・大気環境局　自然環境局　気環境局　境局　境局」に改め、同条第二項中「に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に」を「に、」に改める。

第三条第一項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　広報に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

第三条第一項中第二十四号から第二十七号までを削り、第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二十六　環境調査研修所の業務に関すること。

第三条第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

十六　地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

十七　地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。

第三条第一項第二十八号から第三十二号までを次のように改める。

二十八　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十九　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三十　地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

三十一　地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次条第三号、第十六条第九号及び第二十四条第四号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。

三十二　国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。第十七条第四号において同じ。）のうち全国計画（同法第四条に規定する全国計画をいう。同号において同じ。）の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。

第三条第一項中第三十四号を第四十七号とし、第三十三号を第四十六号とし、第三十二号の次に次の十三号を加える。

三十三　公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

三十四　公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。

三十五　石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

三十六　環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。第十七条第五号において同じ。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。

三十七　環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。

三十八　環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

三十九　事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。

四十　環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。

四十一　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

四十二　次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。

イ　環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行う事務に関すること。

ロ　環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。

ハ　事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。

ニ　事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第十八条において「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

ホ　環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。

ヘ　環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。